

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月11日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	ディーエムソリューションズ株式会社
【英訳名】	DM Solutions Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 花矢 卓司
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
【電話番号】	0422-26-7147（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 吉田 慎一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
【電話番号】	0422-26-7147（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 吉田 慎一郎
【縦覧に供する場所】	ディーエムソリューションズ株式会社横浜営業所 （神奈川県横浜市神奈川区金港町6番6号） ディーエムソリューションズ株式会社名古屋営業所 （愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号） ディーエムソリューションズ株式会社大阪営業所 （大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第1四半期累計期間	第17期 第1四半期累計期間	第16期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (千円)	3,344,172	3,170,440	13,433,455
経常利益 (千円)	44,781	160,695	212,194
四半期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	29,482	107,114	102,472
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	227,387	318,995	318,995
発行済株式総数 (株)	2,478,000	2,742,000	2,742,000
純資産額 (千円)	1,613,609	1,760,562	1,664,606
総資産額 (千円)	4,336,204	4,190,684	4,105,016
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり当期純損失 ( ) (円)	11.90	39.09	41.13
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	11.12	38.97	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.1	41.9	40.4

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、国内外での新型コロナウイルス感染症の拡大や、米中貿易摩擦の長期化等の影響により、先行きの不透明さが増しております。

こうした状況の中、主に新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社の主たる事業領域であるダイレクトメール市場の取引高は前年同期と比較し大きな減少が見られ、また、インターネット広告市場においてもその影響を多大に受けております。

このような事業環境の中、当社はダイレクトマーケティング実施企業に対して、マーケティングの各局面において最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、積極的な人材採用を行い、営業力及び提供サービスの強化に取り組んでまいりました。

この結果、当社の当第1四半期累計期間における売上高は3,170,440千円（前年同期比5.2%減）、営業利益は161,297千円（同254.7%増）、経常利益は160,695千円（同258.8%増）、四半期純利益は107,114千円（同263.3%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### ）ダイレクトメール事業

ダイレクトメール事業におきましては、企画制作からデザイン、印刷、封入・封緘作業を一括して手がけるワンストップサービスの提供、郵便やメール便のスケールメリットを活かした提案型営業を積極的に展開いたしました。また、日野フルフィルメントセンターを中心に、市場の拡大が続いている宅配便等の小口貨物の取扱いの強化に努めました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月～5月の売上は減少したものの、6月には回復傾向が見られました。また、宅配便等の小口貨物を扱うフルフィルメントサービスに関しては、堅調に進捗いたしました。

この結果、売上高は2,429,680千円（前年同期比17.2%減）、セグメント利益は55,109千円（同62.4%減）となりました。

#### ）インターネット事業

インターネット事業におきましては、SEO（注）1．と併せて、コンテンツマーケティング（注）2．に注力し、コンサルティング型マーケティングサービスの提供を強化しました。また、これまで培ったSEOのノウハウとWebサイトのコンテンツ制作ノウハウを活かしたパーティカルメディアサービス（注）3．にも引き続き注力いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による業績低下要素はあったものの、パーティカルメディアサービスにおいてSEO施策が良好に推移したこと、及び同サービスで展開する比較サイトにおいて外出自粛や在宅勤務の広がり等による巣籠需要の高まりにより送客数が伸長しました。

この結果、売上高は740,760千円（前年同期比81.5%増）、セグメント利益は252,575千円（同469.1%増）となりました。

（注）1．SEOとは検索エンジン最適化（Search Engine Optimization）の略称で、検索エンジンの表示順位判定基準（以下、アルゴリズム）の解析結果に基づき、検索エンジンが高い評価をするWebサイト構造に最適化することを意味します。

2．コンテンツマーケティングとは、顧客および顧客となり得るユーザーに対して、有益な情報を各種コンテンツによって提供し、広告主が目標としている成果に結びつく行動を促すマーケティング施策です。

3．パーティカルメディアサービスとは、特定の分野に特化した自社Webサイトの運営を通じて、利用者へ有益な情報や各種サービスを提供するサービスです。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産の残高は4,190,684千円となり前事業年度末に比べ、85,667千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の減少179,383千円、受取手形及び売掛金の増加230,993千円などによるものです。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債の残高は2,430,121千円となり前事業年度末に比べ、10,288千円減少いたしました。これは主に、未払金の増加89,668千円、未払法人税等の増加35,699千円及び賞与引当金の増加58,292千円に対して、短期借入金の減少100,000千円及び長期借入金の減少67,293千円などによるものです。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は1,760,562千円となり前事業年度末に比べ、95,956千円増加いたしました。これは、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加107,114千円、新株予約権の増加139千円及び自己株式の取得による減少11,297千円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,800,000
計	8,800,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,742,000	2,742,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,742,000	2,742,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 従業員 60
新株予約権の数(個)	1,391
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 139,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	651(注)1
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2030年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 652 資本組入額 326
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権の発行時(2020年6月16日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年5月15日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金651円とします。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株

式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

## 2. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、2021年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとします。

(a) 経常利益が7億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとします。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとします。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

## 3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記の定めに基づいて決定するものとします。

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)3.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 上記の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 下記の定めに基づいて決定します。  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とするものとします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
 上記(注)2に基づいて決定するものとします。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
 下記の定めに基づいて決定するものとします。  
 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。  
 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に基づいて決定するものとします。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	2,742,000	-	318,995	-	245,230

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,741,200	27,412	-
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	2,742,000	-	-
総株主の議決権	-	27,412	-

## 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ディーエムソリューションズ株式会社	東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 1. 上記自己保有株式には、単元未満株式93株は含まれておりません。

2. 当第1四半期会計期間において、2020年6月15日の取締役会決議に基づき、12,900株の自己株式の取得等を行ったため、当第1四半期会計期間末の自己株式数は12,993株となっております。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	863,263	683,880
受取手形及び売掛金	1,427,544	1,658,538
貯蔵品	22,697	26,098
その他	94,949	131,303
貸倒引当金	12,221	13,296
流動資産合計	2,396,232	2,486,523
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物(純額)	259,870	254,923
機械及び装置(純額)	244,981	232,650
車両運搬具(純額)	4,044	3,494
工具、器具及び備品(純額)	63,868	62,315
土地	668,606	668,606
リース資産(純額)	8,567	7,952
有形固定資産合計	1,249,939	1,229,942
<b>無形固定資産</b>		
のれん	49,896	46,777
ソフトウェア	32,284	65,922
ソフトウェア仮勘定	20,111	3,299
無形固定資産合計	102,292	116,000
<b>投資その他の資産</b>		
その他	380,967	382,582
貸倒引当金	24,415	24,364
投資その他の資産合計	356,551	358,217
<b>固定資産合計</b>	<b>1,708,783</b>	<b>1,704,160</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,105,016</b>	<b>4,190,684</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	844,202	862,143
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	269,172	269,172
未払法人税等	25,881	61,580
賞与引当金	-	58,292
その他	424,196	469,931
流動負債合計	1,663,451	1,721,119
固定負債		
長期借入金	768,236	700,943
その他	8,722	8,058
固定負債合計	776,958	709,001
負債合計	2,440,410	2,430,121
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	318,995	318,995
資本剰余金	245,230	245,230
利益剰余金	1,096,241	1,203,356
自己株式	130	11,427
株主資本合計	1,660,336	1,756,153
新株予約権	4,270	4,409
純資産合計	1,664,606	1,760,562
負債純資産合計	4,105,016	4,190,684

## (2)【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	3,344,172	3,170,440
売上原価	2,748,794	2,411,715
売上総利益	595,377	758,725
販売費及び一般管理費	549,905	597,428
営業利益	45,471	161,297
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	1	1
受取手数料	364	229
その他	11	117
営業外収益合計	377	348
営業外費用		
支払利息	955	773
その他	112	176
営業外費用合計	1,068	949
経常利益	44,781	160,695
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	2,298	-
特別損失合計	2,298	-
税引前四半期純利益	42,482	160,695
法人税等	13,000	53,581
四半期純利益	29,482	107,114

## 【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

貸出コミットメントライン契約

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大とその不測の事態に対する備えとして、機動的かつ安定的な資金を確保するため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりです。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
貸出コミットメントラインの総額	-	1,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	1,000,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	32,615千円	28,441千円
のれんの償却額	23,499	3,118

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2020年6月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式12,900株の取得を行いました。この結果、当第1四半期累計期間において自己株式が11,297千円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が11,427千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益計算 書計上額 (注)2
	ダイレクトメール 事業	インターネット 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,936,031	408,140	3,344,172	-	3,344,172
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,936,031	408,140	3,344,172	-	3,344,172
セグメント利益	146,630	44,380	191,010	145,538	45,471

(注)1. セグメント利益の調整額 145,538千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益計算 書計上額 (注)2
	ダイレクトメール 事業	インターネット 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,429,680	740,760	3,170,440	-	3,170,440
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,429,680	740,760	3,170,440	-	3,170,440
セグメント利益	55,109	252,575	307,685	146,388	161,297

(注)1. セグメント利益の調整額 146,388千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	11円90銭	39円09銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	29,482	107,114
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	29,482	107,114
普通株式の期中平均株式数(株)	2,477,907	2,740,106
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	11円12銭	38円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	174,451	8,385
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

ディーエムソリューションズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 弘典 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川端 美穂 印  
業務執行社員

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているディーエムソリューションズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ディーエムソリューションズ株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。